

○立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程

2015 年 3 月 17 日

規程第 1050 号

(目的)

第 1 条 この規程は、立命館アジア太平洋大学学則(以下「学則」という。)第 32 条の 3 に規定する懲戒に関する手続について定めることを目的とする。

(懲戒の対象とする者)

第 2 条 この規程において懲戒の対象とする者とは、学部学生、大学院学生および学則第 38 条に定める非正規生とする。

(懲戒の量定)

第 3 条 懲戒は、学則第 32 条の 3 に規定する懲戒の対象となる行為の性質、態様、悪質性、結果の重大性その他の諸事情を総合的に検討し、教育的考慮にもとづいて行う。

2 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第 4 条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象とする行為)

第 5 条 懲戒の対象とする行為は、学則第 32 条の 3 に定める。

(懲戒の種類と処分標準例)

第 6 条 学則第 32 条の 3 第 3 項に定める懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するものとする。
- (3) 戒告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものとする。

2 懲戒の処分標準例は別表に定める。

(停学の期間)

第 7 条 停学の期間は、無期または 1 か月以上 6 か月以下の有期とする。

(嚴重注意)

第 8 条 懲戒に相当しない場合でも、学生部長は、学生に嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

第 9 条 懲戒の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、学生部長は、遅滞なく当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。ただし、当該学生が正当な理由なく事情聴取に応じない場合または自己に有利な証拠を提出する等の弁明をしない場合は、その機会を放棄したものみなすことができる。

2 前項の調査にあたり、学生部長は、事前に学生に対して要旨を口頭または文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、明白と認められる等特段の事情がある場合は、この限りではない。

4 当該学生の事情聴取および事情聴取においては、当該学生からの申出があれば、当該学生を補助する者(弁護士を含む。)の同席を認めることがある。ただし、調査の妨げとなる場合はこの限りではない。

(懲戒の手続)

第 10 条 学生部長は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断した場合、懲戒の原案を作成し、学生委員会の議を経て、学長に上申する。

2 学生部長は、懲戒の原案を作成するにあたり、必要に応じて教学部長と協議を行うことがある。

(懲戒の発効)

第 11 条 懲戒は、前条の手続を経て、学長が懲戒処分通知書を当該学生に発信して行う。

2 懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(学生への通告)

第 12 条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

2 通告は、発信をもって足りる。

(公示)

第 13 条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。

2 公示する事項は、所属する学部または研究科、回生、懲戒の種類、懲戒理由とする。

3 公示期間は、1 か月とする。

4 特段の事情がある場合、学生委員会の議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(無期停学の解除)

第 14 条 無期停学は、懲戒の発効日から 6 か月を経過した後でなければ解除できない。

2 学生部長が、6 か月を経過した後に、無期停学の解除が適当であると認めたときは、その解除を発議する。

3 無期停学の解除は、学生委員会の議を経て、学長が行う。

4 無期停学解除の学生への通告は、文書で行う。

(懲戒に関する記録)

第 15 条 学生委員会は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

(異議申立て)

第 16 条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の根拠となる事実に関し誤りがある場合、懲戒の通告日の翌日から 7 日以内にその懲戒に対する異議申立てを行うことができる。ただし、期間内に異議申

立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日の翌日から起算して 7 日以内に異議申立てを行うことができる。

2 異議申立てをしようとする学生は、前項の期間内に、異議申立書を学長に提出しなければならない。

(学生処分審査会議)

第 17 条 学長は、前条の異議申立てにもとづき学生処分審査会議を設置する。

2 学生処分審査会議は、以下の者で構成する。

(1) 学生委員会の委員である副学長以外の副学長のうち 1 名

(2) 異議申立てを行った学生が所属する学部または研究科以外の学部長もしくは研究科長

(3) 教学部長

(4) 事務局長

3 学生処分審査会議の議長は、副学長とする。副学長は、学生部長に出席を求めることができる。

4 学生処分審査会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

5 議長が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

6 学生処分審査会議は、学生から提出された異議申立書にもとづき審査を行う。

7 異議申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。この場合において、学生処分審査会議が必要と認めたときは、当該学生および関係者の事情聴取その他の調査を行うことができる。

8 学生処分審査会議は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、異議申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

9 学生処分審査会議は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取消または変更を求める旨の勧告を学長に行う。

10 学長は、前 2 項の勧告を受けた場合、学生処分審査会議の審議内容を、異議申立てをした学生に通知する。

(再審議)

第 18 条 学長は、前条第 9 項の勧告を受けた場合、学生部長に再審議を求める。

2 前項の場合、学生部長は、学生委員会において再審議を行う。

(懲戒対象者の退学申出の取扱い)

第 19 条 学長は、第 9 条において事情聴取等調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学の申出がある場合、懲戒が決定するまでこの申出の審査を開始しない。

(停学期間中の指導)

第 20 条 学長は、教育的指導に必要と判断される場合、停学期間中の学生の施設利用および正課授業への参加等を認めることができる。ただし、単位の付与は行わない。

(補則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の制定により、立命館アジア太平洋大学学生賞罰規程(1999 年 12 月 10 日規程第 412 号)および立命館アジア太平洋大学学生処分審査会議運営内規(2002 年 5 月 17 日例規第 146 号)を廃止する。

附 則(2020 年 12 月 15 日 懲戒の対象となる行為の削除、懲戒の標準例の明記および学生処分審査委員会の構成の変更に伴う一部改正)

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 6 条第 2 項関係)

対象とする行為	懲戒の標準例
立命館アジア太平洋大学教務規程第 72 条に該当する行為	退学、停学または戒告
情報倫理、個人情報保護の取扱いに反する行為	退学、停学または戒告
学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為	退学、停学または戒告
ハラスメント行為	退学、停学または戒告
社会的秩序に対する侵犯行為(犯罪行為)	大麻を含む麻薬、覚せい剤等の栽培、売買、不正所持、使用は、退学 その他は、退学、停学または戒告
その他本学等の規則に違反し、または学生の本分に反する行為	退学、停学または戒告